

事務連絡
平成24年9月28日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災による被災者が受けた柔道整復師の 施術に係る療養費の往療の取扱いについて

東日本大震災による災害発生に関し、柔道整復師の施術に係る療養費の往療の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者が受けた柔道整復師の施術に係る療養費の往療の取扱いについて（その3）」（平成24年2月28日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により連絡したところであるが、今般、平成24年10月1日以降の取扱いについて、下記のとおりとするので、関係団体に周知を図るようよろしくお願いしたい。（改正力所は下線を引いた部分）

記

1. 往療の取扱い

片道16キロメートルを超える場合の往療については、以下の要件のいずれも満たす場合に限り、往療料の対象とすること。

① 下記2の「対象者」に該当する者であって、震災により居住場所を移した者を対象とするものであること。

② 当該患者に対して震災以前より往療を行っている施術所によるものであること。

なお、この場合の往療料は、片道16キロメートルまでとして算定した額とし、申請書の摘要欄に、震災により避難した旨、避難年月日、避難前及び避難後の居住場所並びに16キロメートルを超える往療を必要とする具体的理由を記載すること。

2. 対象者

「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」(平成24年7月24日付厚生労働省保険局医保課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課事務連絡。別紙参照。)(以下「一部負担金等に関する事務連絡」という。)の2の場合に該当し、保険者から交付された一部負担金等の有効期限が切れていない免除証明書を提示した者。

3. 取扱い期間

一部負担金等に関する事務連絡の2の場合に該当する者については、平成25年2月28日までの施術に係る取扱いとする。

4. その他

これら東日本大震災による被災者が受けた柔道整復師の施術に係る療養費の取扱いは、東日本大震災の発生という事態に鑑み、対象を限って緊急やむを得ない措置として行われる特別なものであることから、これら取扱いも含め、引き続き療養費支給の適正化に努めるものであること。

平成 24 年 7 月 24 日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者等（以下「被災被保険者等」という。）の一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の平成 24 年 3 月以降の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」（平成 24 年 1 月 31 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡。）及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その 12）（平成 24 年 3 月以降の診療等分の取扱い）」（平成 24 年 1 月 31 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。）（以下「1 月事務連絡」という。）でお示ししているところです。

今般、免除証明書の取扱いについて、全国の医療機関等で統一的な取扱いがなされるよう、下記のとおり整理しましたので、平成 24 年 9 月末までの取扱いを再度御確認いただくとともに、平成 24 年 10 月 1 日以降の取扱いについて、内容を御了知の上、保険医療機関等関係団体に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 平成 24 年 9 月末までの免除証明書の取扱いについて（1 月事務連絡にて周知済み）

(1) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被災被保険者等については、有効期限が「平成 24 年 2 月 29 日まで」と印字されている免除証明書であっても有効なものとして取り扱うこと。

(2) 福島県の以下の町村（※）の国民健康保険の被保険者及び保険証に記載された住所が以下の町村である福島県の後期高齢者医療制度の被保険者については、被保険者証の提示により、免除証明書の提示に代えることができる。

（※）広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

2 平成 24 年 10 月 1 日以降の免除証明書の取扱いについて

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象となっている地域の被災被保険者等の一部負担金の免除措置については、平成 24 年 10 月 1 日以降も継続する予定であるが、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこと。

したがって、保険医療機関等においては、被災被保険者等が加入している医療保険の種類等にかかわらず、有効期限が切れていない免除証明書を提示した被災被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。

(参考)

事務連絡
平成24年1月31日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する 財政支援の延長等について

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」(平成23年5月2日付け保発0502第3号保険局長通知)において、一部負担金の免除措置の期間を平成23年3月11日から平成24年2月29日までとし、免除措置に対して財政支援すること等としていましたが、今般、財政支援する期間を下記のとおり延長することとしましたので、貴管下保険者及び関係団体においては内容を御了知の上、適切な取扱いがなされるよう御配慮願うとともに、被保険者等に対して別添資料により周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、保険料(税)の取扱い及び財政支援の具体的な内容等に関しては、別途通知する予定です。

記

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援の期間の延長について

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等(※1)の全ての住民(全被保険者等)(※2)

- ・平成25年2月28日まで延長すること。
- ・平成24年3月以降についても、平成24年2月29日までと同様の財政支援を予定していること。

(2) 東日本大震災による被災区域(警戒区域等以外)の住民のうち、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者(※2)(※3)

- ・平成24年9月30日まで延長すること。
- ・免除措置に係る費用の全額について、特別調整交付金により措置する予定であること。

(※1) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(亦

ットスポット)

(※2) 震災発生後、他市町村へ転出した住民を含む。

(※3) 全国健康保険協会及び健康保険組合においても、警戒区域等以外の被保険者等について、財政支援は行わないが、保険者の判断により一部負担金の免除等を延長することは可能であるので、各保険者において、被保険者の状況を踏まえ、適切に対応いただきたい。なお、全国健康保険協会においては、警戒区域等以外の被保険者等についても、平成24年9月30日まで一部負担金の免除を延長する予定である。

2 免除証明書について

(1) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会関係

免除証明書の有効期限は、現在、「平成24年2月29日まで」と印字されているが、平成24年3月以降も、引き続き使用可能なものとして取り扱うこと。

市町村の全域が警戒区域等となっているため、免除証明書の交付を要していない市町村(※4)においては、被保険者証の提示により免除証明書の提示に代えることができることとしているが、この取扱いについては、平成24年3月1日から平成24年9月30日までの期間においても、引き続き継続すること。

なお、平成24年10月1日以降の免除証明書の取扱いについては、免除証明書の交付を要していない市町村も含め、免除証明書の再発行等が必要となるが、具体的な取扱い等については、別途通知する予定であること。

(※4) 広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(2) 健康保険組合関係

平成24年3月以降は、一部負担金の免除が延長される被保険者等と延長されない被保険者等がいることとなるため、延長される被保険者等の免除証明書を更新し、延長されない被保険者等の免除証明書を回収することが必要であり、適切に対応されたいこと。

なお、免除証明書の更新については、有効期限を更新することで対応しても差し支えないこと。

3 入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置について

入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日までとすること。

なお、関係告示については、平成24年2月中に公布すること。

4 特定健康診査等の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の期間の延長について

特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置は、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等(※1)の住民及び避難者(特定健康診査等の受診対象者)について平成24年度実施分まで延長すること。

事務連絡
平成 24 年 2 月 28 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者が受けた柔道整復師の施術に係る療養費の往療の取扱いについて（その 3）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、柔道整復師の施術に係る療養費の往療の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者が受けた柔道整復師の施術に係る療養費の往療の取扱いについて」（平成 23 年 10 月 13 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により連絡したところであるが、今般、これを下記のとおり改正するので、関係団体に周知を図るようよろしくお願ひしたい。（改正カ所は下線を引いた部分）

記

1. 往療の取扱い

片道 16 キロメートルを超える場合の往療については、以下の要件のいずれも満たす場合に限り、往療料の対象とすること。

① 下記 2 の「対象者」に該当する者であって、震災により居住場所を移した者を対象とするものであること。

② 当該患者に対して震災以前より往療を行っている施術所によるものであること。

なお、この場合の往療料は、片道 16 キロメートルまでとして算定した額とし、申請書の摘要欄に、震災により避難した旨、避難年月日、避難前及び避難後の居住場所並びに 16 キロメートルを超える往療を必要とする具体的理由を記載すること。

2. 対象者

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱について(その12)」(平成24年1月31日付厚生労働省保険局医療課事務連絡。別紙参照。)(以下「一部負担金等に関する事務連絡」という。)の1(1)の場合に該当し、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者又は1(2)に該当し、一部負担金免除の対象者の要件に該当することを口頭により申し出ることで足りる者。

3. 取扱い期間

一部負担金等に関する事務連絡の1(1)①の場合に該当する者及び1(2)に該当する者については、それぞれ平成24年9月30日までの施術に係る取扱いとし、1(1)②の場合に該当する者については、免除証明書に印字されている有効期限の日付までの施術に係る取扱いとする。

4. その他

これら東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者が受けた柔道整復師の施術に係る療養費の取扱いは、東日本大震災の発生という事態に鑑み、対象を限って緊急やむを得ない措置として行われる特別なものであることから、これら取扱いも含め、引き続き療養費支給の適正化に努めるものであること。

事務連絡
平成24年1月31日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて(その12)
(平成24年3月以降の診療等分の取扱い)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その11)」(平成23年9月30日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)により連絡したところであるが、今般、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」(平成24年1月31日付厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡)が発出され、一部負担金の免除措置に対する財政支援の期間について、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等(※)の全ての住民(全被保険者等)については、平成25年2月28日まで延長すること、東日本大震災による被災区域(警戒区域等以外)の住民のうち、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被保険者等については、平成24年9月30日まで延長することが示されたことに伴い、平成24年9月30までの取扱いについては、下記のとおりとするので関係団体に周知を図るようよろしくお願ひしたい。

なお、平成24年10月1日以降の取扱いについては、追って連絡する。

記

1 保険医療機関等での確認

(1) 保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者については、以下のよ

うに取り扱うこと。

①国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被保険者等の場合

免除証明書に有効期限が「平成24年2月29日まで」と印字されている場合においても、平成24年9月30日までは従前どおり、窓口での一部負担金の支払を免除すること（入院時食事療養費等に係る標準負担額等については除く）。

②全国健康保険協会以外の被用者保険の被保険者の場合

免除証明書の有効期限として、平成24年3月1日以降の日付が印字されている場合のみ、当該日付まで従前どおり、窓口での一部負担金の支払を免除すること（入院時食事療養費等に係る標準負担額等については除く）。有効期限が「平成24年2月29日まで」と記載されている証明書を提示した場合は、平成24年3月以降は、窓口での一部負担金の支払は免除せず、通常の保険診療と同様に取り扱うこと。

- (2) 市町村の全域が警戒区域等となっているため、免除証明書の交付を要していない以下の市町村においては、平成24年3月1日から平成24年9月30日までの期間においても、被保険者証の提示により免除証明書の提示に代えることができることとなるため、以下の市町村国保の被保険者又は福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者で被保険者証に記載された住所が以下の市町村である者については、被保険者証等により住所が以下の市町村の区域であることを確認するとともに、一部負担金免除の対象者の要件に該当することを口頭により申し出ることで足りること。

・福島県広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

2 入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置について

入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日までとされているが、それに係る保険医療機関等における請求の方法等については追って連絡すること。

(※) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）

- 平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等の窓口負担は免除となります。

1. 免除を受けることができる期限と対象者

- 東京電力福島原発事故による警戒区域等（注）のすべての住民の方（※1） → 平成25年2月28日まで
- 東日本大震災による被災区域（警戒区域等（注）以外）の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度 及び 全国健康保険協会にご加入の方（※1）（※2） → 平成24年9月30日まで

（※1）震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

（※2）その他の医療保険にご加入の方は、ご加入の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせ下さい。

（注）「警戒区域等」とは、

- ① 警戒区域
 - ② 計画的避難区域
 - ③ 旧緊急時避難準備区域
 - ④ 特定避難勧奨地点（ホットスポット）
- と指定された4つの区域等をいいます。

＜窓口負担が免除される方＞

- (1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した方を含む）であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
 - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

2. 国民健康保険、後期高齢者医療制度 及び 全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。（※3）

（※3）その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

※ ただし、「福島県の以下の市町村国保にご加入の方」又は「福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

**免除証明書に関してご不明な点があれば、
ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。**

- 入院時食事療養費 及び 入院時生活療養費 の自己負担の免除は、平成24年2月29日までとなります。